

令和2年4月17日

市立幼稚園、小・中学校保護者 の皆様 へ

宇治市教育委員会

## 新型コロナウイルス感染症対策にかかる今後の対応について

4月6日に今後の対応についてお知らせしたところですが、4月16日京都府においても「緊急事態宣言」（令和2年5月6日まで）が発令され「特定警戒都道府県」に指定されたことを受け、宇治市新型コロナウイルス感染症対策本部において下記のとおり決定いたしました。

つきましては、再三の対応変更となりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 臨時休業について  
5月6日まで（変更なし）
- 2 登校（園）日について  
登校（園）日は中止し、各校の状況に応じ、家庭訪問や電話等による確認・指導に変更します。
- 3 小・中学校の運動場開放について  
運動機会の確保のため、各校で時間を設定する等、児童生徒に運動場を開放します。※体育館等の開放は行わない。（変更なし）
- 4 教育活動再開予定について  
現時点では、5月7日（木）より再開予定  
※ただし、状況の変化に伴い休業期間を変更する場合があります。
- 5 小学校の「特例預かり」について  
この間の「預かり登校」を変更し、次のとおり、「特例預かり」とします。

保護者が医療従事者である場合や保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合等、保護者が仕事を休むことが困難な場合などで、原則、育成学級に入級できない等の児童の居場所確保です。

※預かり時間は平日 8:30~12:00 です。

※利用申込書の提出が必要です。

詳細は各学校にお問い合わせください。

※授業、学習指導は行わず、自学自習とします。

※登下校については、保護者が責任を負うものとします。

※教職員の勤務体制も通常時とは異なることをご理解願います。